

○三条市日中一時支援事業実施要綱

平成18年12月28日

告示第238号

改正 平成19年 8月10日告示第151号

平成20年 3月21日告示第45号

平成21年 3月31日告示第78号

平成23年 4月 1日告示第83号

平成25年 8月 6日告示第331号

平成26年 6月25日告示第247号

平成27年 4月 1日告示第152号

平成27年10月 1日告示第548号

平成27年12月28日告示第612号

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条に基づく地域生活支援事業として、障がい者等を一時的に預かる事業を実施することにより、障がい者等に日中活動の場を提供するとともに、障がい者等を日常的に介護している家族の支援を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この事業の利用対象者は、市内に住所を有する者で次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 新潟県療育手帳制度要綱（平成6年障第511号）に基づく療育手帳の交付を受けている者
- (3) 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がいの判定を受けた者
- (4) 児童相談所又は知的障害者更生相談所において重症心身障がいの判定を受けた者
- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神疾患を有する者（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に規定する発達障害を有する者を含み、第3号及び前号に掲げる者を除く。）
- (6) 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって法第4条第1項の政令で定めるものによる障がいの程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である者

(7) 前各号に掲げる者のほか当該各号に準ずる障がい有すると市長が認める者

(事業の委託)

第3条 市長は、この事業を円滑に実施するため事業の全部又は一部を適切な事業運営ができること認められる社会福祉法人等に委託することができる。

(利用の申請)

第4条 事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、地域生活支援事業利用申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(利用の決定等)

第5条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、これを審査し、利用の可否を決定し、地域生活支援事業利用（決定）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、利用を認めた者（以下「利用者」という。）に対して、三条市地域生活支援事業受給者証（様式第3号。以下「受給者証」という。）を交付するものとする。

3 前項の受給者証の有効期間は、利用の決定をした日から起算して1年とする。ただし、法第19条第1項の規定により介護給付費等の支給決定を受けている者については、法第23条の規定による有効期間とする。

(利用の更新の申請)

第6条 利用者が、前条第3項の有効期間満了後も引き続き利用しようとするときは、当該有効期間満了前1月以内に市長に申請しなければならない。この場合において、前2条の規定を準用する。

(利用の変更の申請等)

第7条 利用者は、利用の決定の内容に変更があるときは、地域生活支援事業利用変更申請書（様式第1号）又は受給者証記載事項変更届（様式第4号）に受給者証を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する書類の提出があったときは、これを審査し、変更の可否を決定し、当該利用者に通知するとともに、当該変更の内容を記載した受給者証を交付するものとする。

(利用の取消し)

第8条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の決定を取り消すことができる。

(1) この事業の対象者でなくなったとき。

(2) 不正又は虚偽の申請により利用決定を受けたとき。

(3) その他市長が利用を不相当と認めたとき。

(利用の方法)

第9条 利用者は、市長が指定する事業者を受給者証を提示し、利用の決定の範囲内においてこの事業を利用することができる。

(費用の負担)

第10条 利用者は、この事業の利用に係る次に掲げる費用の一部又は全部を負担するものとする。

(1) 日中一時支援に要する費用 別表により算定した金額の100分の10の額。ただし、この事業の利用に係る費用の額が、当該利用者の家計に与える影響その他の事情を斟酌して市長が別に定める額を超えるときは、別表により算定した金額の100分の10の額を超えない範囲内で市長が定める額とする。

(2) 給食サービスに要する費用 別表に定める額

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則 (平成19年8月告示第151号)

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、平成19年4月1日以後の利用に係る費用の負担について適用し、同日前の利用に係る費用の負担については、なお従前の例による。この場合において、同日から6月30日までの間において利用した給食サービスの費用の負担については、同表の2給食サービスに要する費用の表中「16万円」とあるのは、「10万円」とする。

附 則 (平成20年3月告示第45号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この要綱の施行の日以後の利用に係る費用の負担について適用し、同日前の利用に係る費用の負担については、なお従前の例による。

附 則（平成21年 3 月告示第78号）

（施行期日等）

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、改正後の三条市日中一時支援事業実施要綱の規定は、平成20年 7 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の三条市日中一時支援事業実施要綱の規定は、平成20年 7 月 1 日以後に利用された給食サービスに係る費用の負担について適用し、同日前に利用された給食サービスに係る費用の負担については、なお従前の例による。

附 則（平成23年 4 月告示第83号）

この要綱は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年 8 月告示第331号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成26年 6 月告示第247号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際この要綱による改正前の様式により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

附 則（平成27年 4 月告示第152号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 第 1 条の規定による改正後の三条市日中一時支援事業実施要綱別表の規定又は第 2 条の規定による改正後の三条市障がい者移動支援事業実施要綱別表の規定は、この要綱の施行の日以後に利用した支援に係る費用の負担について適用し、同日前に利用した支援に係る費用の負担については、なお従前の例による。

附 則（平成27年10月告示第548号）

この要綱は、平成27年10月 1 日から施行する。

附 則（平成27年12月告示第612号）

この要綱は、平成28年 1 月 1 日から施行する。

別表（第10条関係）

1 日中一時支援に要する費用

区分	障害支援区分等	利用時間		
		4時間未満	4時間以上8時間未満	8時間以上
区分3	障害支援区分5・6 障害支援区分3（障がい児）	1,900円	3,790円	5,690円
区分2	障害支援区分3・4 障害支援区分2（障がい児）	1,490円	2,980円	4,460円
区分1	障害支援区分1・2 障害支援区分1（障がい児）	1,230円	2,460円	3,690円
区分3 （重心）	重症心身障がい児（者）医療機関で ある指定短期入所事業所を利用した 場合	6,020円	12,040円	18,050円

2 給食サービスに要する費用

世帯の区分	利用者負担額
(1) <u>生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）</u>	事業者において提供する給食に要する費用から300円を控除した額
(2) <u>当該年度分市民税非課税世帯</u>	
(3) <u>当該年度分市民税所得割額16万円未満（給食サービスを利用する者が障がい児である世帯にあっては28万円未満）の当該年度分市民税課税世帯</u>	
(4) (1)、(2)及び(3)以外の <u>世帯</u>	事業者において提供する給食に要する費用の全額

備考 4月1日から6月30日までの間にあるのは、「当該年度分」とあるのは「前年度分」とする。

様

三条市長

地域生活支援事業利用（決定）通知書

平成 年 月 日に申請のありました地域生活支援事業の利用について、下記のとおり決定し、受給者証を交付しますので通知します。

記

受給者証番号		支給決定者（保護者）氏名	
支給決定年月日	平成 年 月 日	支給決定に係る児童氏名	
障がい支援区分		障害支援区分の有効期間	
利用者負担上限月額	円	左の上限月額の有効期間	
食事体制提供加算対象者		左の加算対象の適用期間	

支給決定内容	サービスの種類	支援の内容及び支給量	有効期間
	特記事項		

不服の申立て及び取消訴訟

- この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に三条市長に対し異議申立てをすることができます。なお、異議申立てをした場合には、三条市長に申し立てれば、口頭により意見を述べることができます。
- この処分を取り消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、三条市を被告として（訴訟において三条市を代表する者は三条市長となります。）提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます（なお、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

問い合わせ先 三条市 福祉保健部福祉課
 住所 955-8686 新潟県三条市旭町二丁目3番1号
 電話番号 0256-34-5511（代）

様式第3号(第5条関係)

(十六)

		(一)		
		三條市地域生活支援事業受給者証		
		受給者証番号		
		受給者	居住地	
			フリガナ	
		見直し	氏名	
			生年月日	
			フリガナ	
			氏名	
			生年月日	
	交付年月日			
支給市町村名及び印		152041 955-8686 三條市旭町二丁目3番1号 三條市 TEL0256-34-5511		

(二)

支給決定の内容			
サービス種別	支給量等		
移動支援	身体介護を伴う		時間/月
	身体介護を伴わない		時間/月
	～		
日中一時支援			日/月
	～		
訪問入浴			回/月
	～		
	～		
	～		
予備欄			

(十五)

--	--

(十四)	
注意事項欄	
7	この証の一、三面の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて三条市にその旨を届け出てください。
8	支給決定期間内に、居住地を移そうとする場合は、事前に、三条市にご連絡、ご相談ください。また、支給決定期間内に、市外に転出される場合は、この証を三条市へお返しください。
9	この証を破損したり、汚したり又は紛失したときは、速やかに届け出て、再交付を受けてください。また、再交付を受けた後、紛失したこの証を発見したときは、速やかに三条市へお返しください。
10	受給者の資格がなくなったときは、直ちにこの証を三条市にお返しください。
11	支給決定の内容欄に記載されていないサービスについては、支給は受けられません。

(三)			
利用者負担に関する事項			
利用者負担割合	1割	利用者負担上限月額	円
適用期間	～		
食事提供体制加算対象者			
適用期間	～		
利用者負担上限管理対象者該当の有無			
利用者負担上限額管理事業所名			
特記事項欄			

(四)		
事業者記入欄		
1	事業者及びその事業所の名称	
	サービス内容	事業者確認印
	契約支給量	
	契約日	
2	当該契約支給量に上るサービス提供終了日	事業者確認印
	サービス提供終了日中の終了日までの既提供量	
	事業者及びその事業所の名称	
	サービス内容	事業者確認印
2	契約支給量	
	契約日	
	当該契約支給量に上るサービス提供終了日	事業者確認印
	サービス提供終了日中の終了日までの既提供量	

(十三)	
注意事項欄	
1	この証は、各面をよく読んで大切に持っててください。
2	地域生活支援事業のサービスを受けようとするときは、必ずこの証を事業者等に提示してください。
3	サービスを受けるときに支払う金額は、サービスに要した費用（食費、光熱水費等を除く）の1割です。ただし、三面の負担上限月額欄に記載された金額が一月当たりの上限になります。
4	負担上限月額については、毎年利用者の収入等に応じて決定しますので、所定の時期に、認定に必要な関係書類を三条市に提出してください。
5	支給決定期間を経過したときは地域生活支援事業の給付を受けられません。支給決定期間を経過する前に、この証を添えて、支給の再申請をしてください。
6	支給量の変更を必要とする場合は、支給量の変更の申請をすることができます。また、他の種類のサービスを受ける必要がある場合は、三条市に支給申請をしてください。

(十二)

日中一時支援事業者実績記入欄

事業者及びその事業所の名称	実施日	日数	事業者確認印
	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		
67	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		
68	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		
69	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		
70	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		
71	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		
72	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		
73	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		
74	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		
75	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		
76	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		
77	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		

(五)

事業者記入欄

事業者及びその事業所の名称	事業者確認印
3	
4	

(六)

日中一時支援事業者実績記入欄

事業者及びその事業所の名称	実施日	日数	事業者確認印
1	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		
2	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		
3	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		
4	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		
5	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		
6	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		
7	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		
8	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		
9	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		
10	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		
11	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		

(十一)

日中一時支援事業者実績記入欄

事業者及びその事業所の名称	実施日	日数	事業者確認印
56	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		
57	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		
58	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		
59	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		
60	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		
61	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		
62	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		
63	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		
64	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		
65	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		
66	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		

(十)

日中一時支援事業者実績記入欄

番号	事業者及びその事業所の名称	実施日	日数	月累計	事業者確認印
45		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
46		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
47		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
48		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
49		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
50		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
51		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
52		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
53		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
54		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
55		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			

(七)

日中一時支援事業者実績記入欄

番号	事業者及びその事業所の名称	実施日	日数	月累計	事業者確認印
12		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
13		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
14		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
15		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
16		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
17		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
18		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
19		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
20		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
21		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
22		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			

(八)

日中一時支援事業者実績記入欄

番号	事業者及びその事業所の名称	実施日	日数	月累計	事業者確認印
23		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
24		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
25		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
26		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
27		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
29		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
29		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
30		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
31		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
32		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
33		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			

(九)

日中一時支援事業者実績記入欄

番号	事業者及びその事業所の名称	実施日	日数	月累計	事業者確認印
34		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
35		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
36		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
37		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
38		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
39		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
40		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
41		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
42		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
43		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
44		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			

様式第4号(第7条関係)

受給者証記載事項変更届

(宛先)三条市長

年 月 日

次のとおり変更がありましたので、届け出ます。

フリガナ 支給決定障がい者 (保護者)氏名		生年月日	年 月 日
個人番号			
居住地	〒 電話番号		
フリガナ		続柄	
支給決定にかかる 障がい児氏名		生年月日	年 月 日
個人番号			

届出書提出者	<input type="checkbox"/> 支給決定障がい者等(本人) <input type="checkbox"/> 本人以外(下の欄に記入)	
フリガナ 氏名		本人との関係
住所	〒 電話番号	

変更事項 (該当に○を して下さい)	支給決定障がい者等 に関する こと	①氏名 ②居住地 ③連絡先
	利用者である児童に に関する こと	④氏名 ⑤居住地 ⑥連絡先 ⑦保護者との続柄
	そ の 他	
変更内容	変更前	
	変更後	

※変更した内容を証する書類を添付すること。

様式第 1 号 (第 4 条、第 7 条関係)

様式第 2 号 (第 5 条関係)

様式第 3 号 (第 5 条関係)

様式第 4 号 (第 7 条関係)